社援発0331第47号
令和８年３月31日

各　都道府県知事
　　市区町村長　殿

厚生労働省社会・援護局長
（　公　印　省　略　）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年３月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和８年４月１日（第７の３（３）ア（タ）の改正部分については同年６月１日）から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう御配慮されたい。

（別紙）

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について
第１～５（略）	第１～５（略）
第６　最低生活費の認定 １　（略） ２　一般生活費 （１）　（略） （２）　加算 ア　（略） イ　障害者加算 （ア）　障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。 （イ）　身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。 （ウ）・（エ）略 （オ）　介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第１第２章の２の（５）によりがたい場合であって、特別	第６　最低生活費の認定 １　（略） ２　一般生活費 （１）　（略） （２）　加算 ア　（略） イ　障害者加算 （ア）　障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。 （イ）　身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。 （ウ）・（エ）略 （オ）　介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第１第２章の２の（５）によりがたい場合であって、特別

児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、113,740円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして差し支えない。

ウ～ケ　（略）

（３）・（４）　（略）

（５）　被服費

ア　被支援者が次のいずれかに該当する場合であって、第６の総論前段に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。

（ア）　次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

ａ・ｂ　（略）

ｃ　犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区　分	金　額
再生によることができる場合	１組につき15,300円以内
新規に購入を必要とする場合	１組につき22,500円以内

（イ）　保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は

児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、109,770円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして差し支えない。

ウ～ケ　（略）

（３）・（４）　（略）

（５）　被服費

ア　被支援者が次のいずれかに該当する場合であって、第６の総論前段に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。

（ア）　次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

ａ・ｂ　（略）

ｃ　犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区　分	金　額
再生によることができる場合	１組につき15,200円以内
新規に購入を必要とする場合	１組につき22,200円以内

（イ）　保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は

学童服について特別の需要がある者一人当たり15,800円以内

（ウ）　災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金　額	
	夏季 （４月から９月まで）	冬季 （10月から３月まで）
２人まで	22,500円以内	40,300円以内
４人まで	42,800円以内	68,200円以内
５人	55,000円以内	86,800円以内
６人以上１人を増すごとに加算する額	8,000円以内	11,900円以内

（エ）　出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合　58,400円以内

（オ）　入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合　4,900円以内

（カ）　常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合　月額26,400円以内

イ　（略）

（６）　家具什器費

ア　炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第６の総論に定めるところによって判断した結

学童服について特別の需要がある者一人当たり15,300円以内

（ウ）　災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金　額	
	夏季 （４月から９月まで）	冬季 （10月から３月まで）
２人まで	21,900円以内	39,300円以内
４人まで	41,700円以内	66,500円以内
５人	53,600円以内	84,600円以内
６人以上１人を増すごとに加算する額	7,800円以内	11,600円以内

（エ）　出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合　57,200円以内

（オ）　入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合　4,800円以内

（カ）　常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合　月額26,100円以内

イ　（略）

（６）　家具什器費

ア　炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第６の総論に定めるところによって判断した結

果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、36,700円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 　なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、58,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 （ア）～（オ）　（略） イ　暖房器具 　被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について 31,000 円の範囲内において、特別基準があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 　なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF 式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が 31,000 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、78,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 ウ　冷房器具 　被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ない	果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、35,800円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 　なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、57,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 （ア）～（オ）　（略） イ　暖房器具 　被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について 29,000 円の範囲内において、特別基準があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 　なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF 式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が 29,000 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、73,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 ウ　冷房器具 　被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ない

と実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、78,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。	と実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、73,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。
エ　（略）	エ　（略）
（７）～（９）　（略）	（７）～（９）　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）
６　出産費	６　出産費
（１）　出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第６により難いこととなったときは、生活保護法の基準別表第６の１について、388,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	（１）　出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第６により難いこととなったときは、生活保護法の基準別表第６の１について、368,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
（２）　双生児出産の場合は、保護の基準別表第６の１について、基準額（（１）の要件を満たす場合は、388,000円）の２倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	（２）　双生児出産の場合は、保護の基準別表第６の１について、基準額（（１）の要件を満たす場合は、368,000円）の２倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
（３）　（略）	（３）　（略）
７　生業費、技能習得費及び就職支度費	７　生業費、技能習得費及び就職支度費
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　技能習得費	（２）　技能習得費
ア　技能習得費（高等学校等就学費を除く） 技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。 なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。	ア　技能習得費（高等学校等就学費を除く） 技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。 なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。
（ア）・（イ）　（略）	（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　技能習得費として認められるものは、技能習得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能習得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。 　なお、技能習得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、154,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	（ウ）　技能習得費として認められるものは、技能習得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能習得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。 　なお、技能習得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、152,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
（エ）　上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年３月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能やコミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。 　なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、１年間のうちに複数回の技能習得費を必要とする場合については、年額246,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	（エ）　上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年３月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能やコミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。 　なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、１年間のうちに複数回の技能習得費を必要とする場合については、年額242,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
（オ）～（キ）　（略）	（オ）～（キ）　（略）
イ　高等学校等就学費	イ　高等学校等就学費
（ア）～（ク）　（略）	（ア）～（ク）　（略）
（ケ）　高等専門学校に就学している場合であって、第４学	（ケ）　高等専門学校に就学している場合であって、第４学

年及び第５学年に該当する場合は、授業料として、年額457,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第１項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。	年及び第５学年に該当する場合は、授業料として、年額396,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。
（３）　就職支度費	（３）　就職支度費
ア　就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。 　また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り、当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。	就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。 　また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り、当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。
イ　就職に向けた求職活動のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用について、保護の実施機関において必要があると認められる場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。なお、地方公共団体等が洋服類、履物等の無償貸与の取組を実施しており、当該被支援者が利用できるときは、必要に応じて活用を検討すること。	
ウ　なお、同一の被支援者に対して、必要があると認められる場合には、ア及びイそれぞれを認定して差し支えないが、洋服類、履物等の購入費用の合計額は基準額の範囲内とすること。	
８・９　（略）	８・９　（略）
第７　収入の認定	第７　収入の認定

１・２　（（略）	１・２　（（略）
３　認定指針	３　認定指針
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　収入として認定しないものの取扱い	（３）　収入として認定しないものの取扱い
ア　次に掲げるものは、収入として認定しないこと。	ア　次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
（ア）～（ケ）　（略）	（ア）～（ケ）　（略）
（コ）　独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第１項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金	（コ）　独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第１項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
（サ）　（略）	（サ）　（略）
（シ）　戦傷病者戦没遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）による特別弔慰金	（シ）　戦傷病者戦没遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
（ス）　未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第７号）による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき（シ）を受けることができる者がある場合を除く。）	（ス）　未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき（シ）を受けることができる者がある場合を除く。）
（セ）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち 41,760 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料	（セ）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち 40,460 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
（ソ）　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）若しくは戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金又は戦傷病者等の妻の精神的苦痛に対して、国として特別の慰藉を行うために支給される戦傷病者等妻給付金	（ソ）　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
（タ）　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律	（タ）　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律

第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額 ａ　障害補償費（介護加算額を除く。） 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は１級に該当する者に支給される場合 39,150 円 障害の程度が公害障害等級表の２級に該当する者に支給される場合 19,580 円 障害の程度が公害障害等級表の３級に該当する者に支給される場合 11,780 円 ｂ　遺族補償費 39,150 円 （チ）～（ニ）　（略）	第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額 ａ　障害補償費（介護加算額を除く。） 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 10 条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は１級に該当する者に支給される場合 37,930 円 障害の程度が公害障害等級表の２級に該当する者に支給される場合 18,970 円 障害の程度が公害障害等級表の３級に該当する者に支給される場合 11,410 円 ｂ　遺族補償費 37,930 円 （チ）～（ニ）　（略）
第８～９（略）	第８～９（略）
第10　その他 １・５　（略） ３　訪問調査 被支援者の生活状況や必要なニーズを調査のうえ把握し、生活の安定に必要な支援を行うことを目的として、訪問を行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等、訪問することが必要である場合には、世帯の状況に応じ随時に訪問を行うこと。 （１）　申請時等の訪問 支援給付の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書	第10　その他 １・５　（略） ３　訪問調査 被支援者の生活状況や必要なニーズを調査のうえ把握し、生活の安定に必要な支援を行うことを目的として、訪問を行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等、訪問することが必要である場合には、世帯の状況に応じ随時に訪問を行うこと。 （１）　申請時等の訪問 支援給付の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書

等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。 なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所等している場合又は医療機関や施設等に入院入所等している者が感染症等の予防の観点から実地による調査が制限される場合であって、実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えて Web 会議システムを活用することとして差し支えない。	等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。
（２）　開始後の家庭訪問（入院入所者の病院等への訪問を含む。） 支援給付開始後の家庭訪問は、少なくとも１年（12 か月）に１回以上訪問すること。 なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所等している場合又は医療機関や施設等に入院入所等している者が感染症等の予防の観点から実地による調査が制限される場合であって、実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えて Web 会議システムを活用することとして差し支えない。	（２）　開始後の家庭訪問（入院入所者の病院等への訪問を含む。） 支援給付開始後の家庭訪問は、少なくとも１年（12 か月）に１回以上訪問すること。